

政治資金監査に関するQ&A

ご 質 問	回 答
政治資金監査に関すること	
国会議員関係政治団体の収支報告書に、政治資金監査報酬が記載されている必要があるか。	国会議員関係政治団体に係る収支報告書には、人件費を除く1件1万円を超えるすべての支出を記載することとなっていますので、政治資金監査報酬も1万円を超える場合は、収支報告書に記載する必要があります。 政治資金監査においては、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであり、政治資金監査報酬が記載されていない場合に、その理由の説明を会計責任者等に求めても差し支えありません。